

令和 8 年 教育委員会

第 1 回 臨時会 議事日程

令和 8 年 2 月 3 日 (水)

**第 1 議 案**

**【 指導課 】**

(1) 議案第 1 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議案第1号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

国の取扱いとの均衡等を踏まえ、管理職員特別勤務手当の支給要件の見直しを行う。

2 改正内容

週休日等以外の日における支給対象時間を現行の「午前零時から午前5時まで」を「午後10時から翌日の午前5時まで」に拡大する

【参考】

支給額(教育委員会規則で規定)

職	週休日等における勤務		週休日等以外の日の <u>午後10時から翌日午前5時まで</u> の間における勤務
	勤務時間6時間以下	勤務時間6時間超	
定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員以外の職員			
園長	10,000円	15,000円	5,000円
副園長	8,000円	12,000円	4,000円
定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員			
園長	9,000円	13,500円	4,500円
副園長	7,000円	10,500円	3,500円

※表中の下線部分は、今回の条例改正による改正後の時間

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

新（改正後）	旧（現行）
<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u>とする。</p> <p>（1）第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額</p> <p>（2）（現行に同じ）</p> <p>4 （現行に同じ）</p> <p><u>附 則</u> この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額<u>（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>4 （略）</p>

## 議案第 1 号

### 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成 12 年千代田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「勤務した」を「勤務をした」に、「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後 10 時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項中「に定める額」の次に「(前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)」を加え、同項第 1 号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額)」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。